



防災照明は定期的な点検と報告の義務があります。

誘導灯器具、非常用照明器具の保守点検に関する関連法令

	誘導灯器具 消防法及び関連法令	非常用照明器具 建築基準法及び関連法令
設備の点検 及び報告義務	防火対象物の関係者は消防用設備等について総務省令の定めるところにより定期的に点検し、その結果を報告しなければならない。(法第17条の3の3)	特定建築設備等の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは、二級建築士又は建築設備等検査員に検査させて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。(法第12条第3項)
定期点検 報告義務違反	30万円以下の罰金または拘留 となる場合があります。(法第44条)	100万円以下の罰金 となる場合があります。(法第101条)
非常点灯確認	20分間又は60分間	30分間

防災照明

誘導灯

非常用照明器具
(電池内蔵型)

非常用照明器具
(電源別置型)

赤色表示灯

保守点検
(バッテリー)

直流電源装置

防災照明
法規関連

誘導灯器具、非常用照明器具の保守点検に関する報告義務についての関連法令

■ 点検資格者及び有する者について

	誘導灯器具 消防法及び関連法令	非常用照明器具 建築基準法及び関連法令
点検資格者	<ul style="list-style-type: none"> ● 第四類 甲種消防設備士 ● 第四類 乙種消防設備士+電気工事士 ● 第四類 乙種消防設備士+電気主任技術者 ● 第七類 乙種消防設備士+電気工事士 ● 第七類 乙種消防設備士+電気主任技術者 ● 第二種消防設備点検資格者 (平成16年消防庁告示第10号) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一級建築士 ● 二級建築士 ● 建築設備等検査員 (法第12条第3項)

■ 定期点検・報告及び届け先について

	誘導灯器具 消防法及び関連法令	非常用照明器具 建築基準法及び関連法令
定期点検	機器点検:6ヶ月に1回 (平成16年消防庁告示第9号)	おおむね6ヶ月から1年の間隔で 特定行政庁が定める時期 (施行規則第6条)
定期報告	特定防火対象物:1年に1回 その他の防火対象物:3年に1回 (施行規則第31条の6)	
届出先及び 報告先	消防長または消防署長 (施行規則第31条の6)	特定行政庁 (法第12条第3項)

注) 消防設備等に対する点検・報告義務があり、誘導灯のみの点検報告ではない。建築設備等に対する点検・報告義務があり、非常灯のみの点検報告ではない。